

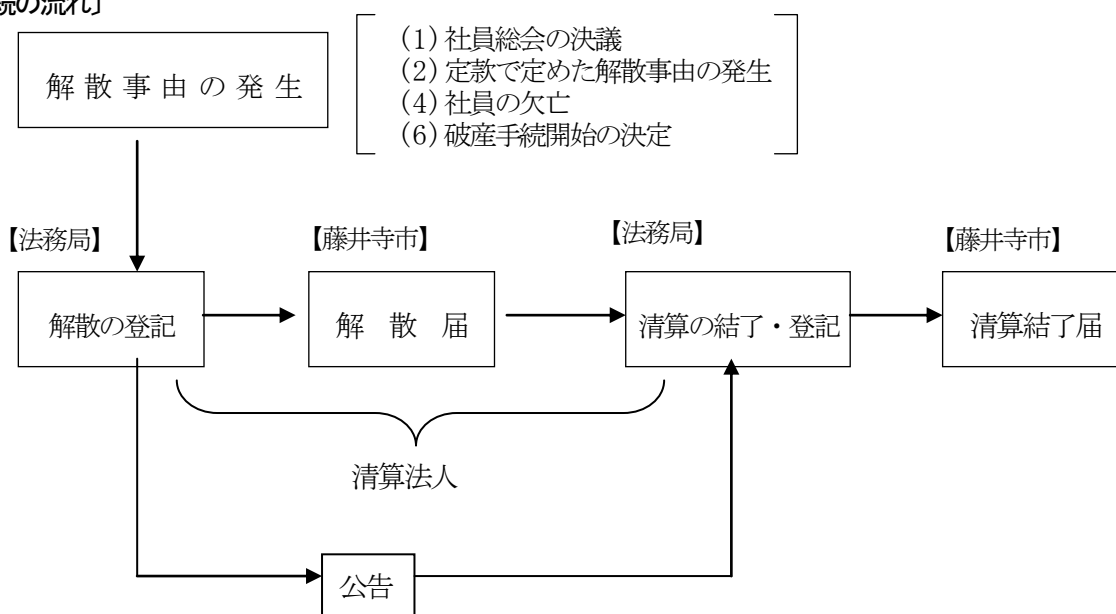
(1) 解散届

法人が、〔解散事由〕の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人は、藤井寺市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人解散届出書 (様式第9号(第10条関係))	112	1部	
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (原本)		1部	

〔手続の流れ〕



清算人は、遅滞なく公告を1回、官報に掲載し、債権者に一定の期間内に債権の申出を催促します。